

## みやぎ型管理運営方式 3 水道事業における事業者責任について

みやぎ型管理運営方式で実施する3水道事業においては、引き続き宮城県企業局が水道事業者及び下水道管理者となります。

水道法では、PFI法の規定に基づき水道施設運営等事業に公共施設等運営権を設定する場合の届出及び許可、水道施設運営等事業技術管理者の配置等の規定があり、実施契約に定める運営権者の業務範囲に応じて、県及び運営権者の双方に事業者責任が生じるものとなります。

一方、工業用水道事業法及び下水道法では、公共施設等運営事業に関する規定はなく、同法における事業者責任は県が負うものとなります。すなわち、運営権者は、従前の委託契約における受託者や指定管理者制度における指定管理者と同様に、県の法的義務を果たす上で必要な業務を実施契約に基づき実施し、県へ報告等を行うものとなります。

## ○ 各事業における運営権者の主な職務等

## ① 水道用水供給事業（水道法）

役割分担	条項	内容	備考
県の事務等となるもの	第14条	供給規定の策定	
	第15条	給水の義務	
	第20条	水質検査の実施	運営権者は浄水処理過程における水質試験を実施
	第24条の2	情報提供（年報等の発行）	運営権者の実施する浄水処理過程の水質試験結果も公表
	第24条の4 第24条の5	水道施設運営権の設定および許可申請	
実施契約（業務分担）に応じてそれぞれの事務等となるもの	第19条 第24条の7	水道技術管理者等の配置及び従事・監督	水道技術管理者（県） 水道施設運営等事業技術管理者（運営権者）
	第19条2項の規定による水道技術管理者等の職務および業務分担については別紙（P3～）に記載		
	第22条の2	水道施設の維持及び修繕	管路は県、施設等は運営権者が行う

② 工業用水道事業（工業用水道事業法）

役割分担	条項	内容	備考
県の事務等となるもの	第 16 条	給水の義務	
	第 17 条	供給規定の届出	
運営権者の業務として実施し、県に報告等を行うもの	第 14 条	施設の維持	管路は県、施設等は運営権者が行う
	第 19 条	水質の測定	

③ 流域下水道事業（下水道法）

役割分担	条項	内容	備考
県の事務等となるもの	第 2 条の 2	流域別下水道整備総合計画の策定	
	第 13 条	排水設備等の検査	
	第 25 条の 23	事業計画の策定	
	第 25 条の 28	流域関連公共下水道管理者（市町村）への原因調査の要請等	
運営権者の業務として実施し、県に報告等を行うもの	第 21 条	放流水の水質検査の実施	抜き打ち検査として県も一部実施
	第 21 条の 2	発生汚泥等の処理	
	第 22 条	有資格者による設計・改築の実施	
	第 23 条	流域下水道台帳の調整・保管	管路は県、施設等は運営権者が行う
	第 25 条の 22	流域下水道の管理（改築、修繕、維持）	管路は県、施設等は運営権者が行う

## (別紙) 水道法第19条第2項関係 水道技術管理者等の職務に関する実施状況

水道施設運営等事業の実施にあたって運営権者は、水道法24条の7の規定に従い水道施設運営等事業技術管理者を置き、水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、法第19条第2項各号に掲げる事項に関する水道技術管理者の事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督します。

県及び運営権者における水道技術管理者の配置状況及び職務の実施状況については以下のとおりです。

### ○ 水道技術管理者等の配置状況及び職務の実施方法

	県	運営権者
水道技術管理者 (水道施設運営等 事業技術管理者)	水道経営課長 大沼 伸	施設管理部 上工水グループ長 武藤 直樹
資格条件等	実務経験年数	登録講習課程修了
職務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域水道事務所長を水道技術管理補助者に選任し、補助者から毎月報告を受け、各項目の適否を確認している。</li> <li>浄水場巡視を年2回実施し、報告内容の確認のほか、技術的業務に関する指導等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業所長等から毎月報告を受け、各水道事業にかかわる業務（運転・水質・改築等）の適否を確認している。</li> <li>浄水場の技術的な課題について、専門技術者等を統括し、浄水場担当者に指導を行っている。</li> </ul>

### ○ 法19条第2項各号の実施状況

項目	県	運営権者
【第1号関係】 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているか否かの検査結果と措置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路等運営権設定対象施設以外の増改築並びに日常的な維持管理を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営権設定対象施設の増改築並びに日常的な維持管理を実施する。</li> </ul>
【第2号関係】 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査の結果と措置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設を増改築した場合に、当該施設を使用した給水開始前に水質検査及び施設検査を実施し、厚生労働大臣に届出する。</li> </ul>	

<p>【第3号関係】 給水装置の構造及び材質が法第16条の政令で定める基準に適合しているか否かの検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道用水供給事業のため該当しない。</li> </ul>	
<p>【第4号関係】 法第20条第1項の規定による定期及び臨時の水質検査の結果と措置状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質管理計画書に従い主要及び末端受水点において水道法に基づく法定及び臨時の水質検査を実施する。</li> </ul>	
<p>【第5号関係】 法第21条第1項の規定による定期及び臨時の健康診断の結果と措置状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域水道事務所職員を対象に、定期的に腸内細菌検査を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業所職員を対象に、定期的に腸内細菌検査を実施する。</li> </ul>
<p>【第6号関係】 法第22条の規定による水道施設の消毒その他衛生上の必要な措置状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受水点の残塩濃度を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設及び敷地の維持管理（除草・清掃等を含む）及び人畜等の侵入防止を実施する。</li> <li>送水残塩濃度を確認する。</li> </ul>
<p>【第7号関係】 法第22条の3第1項の規定による台帳の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年6月にGISを活用した管路台帳システムを導入。</li> <li>以後、改築等の都度、台帳を更新する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転管理、保守点検及び修繕・改築で得られた情報を情報管理システムに電子データで整理及び保存し、業務に活用する。</li> </ul>
<p>【第8号関係】 法第23条第1項の規定による人の健康を害する恐れがあるときの給水の緊急停止と措置状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始から本日までの間において実施なし。</li> </ul>	
<p>【第9号関係】 法第37条の規定による法36条第1項の厚生労働大臣の施設改善指示に従わない場合の給水停止命令</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始から本日までの間において実施なし。</li> </ul>	